

開発許可等不要証明書の交付に必要な図書について

証明書の交付まで通常２週間前後（形式上の不備の是正等に係る補正に要する期間、追加資料の提出等に要する期間及び申請者の都合により変更等を行うために要する期間を除く。）かかりますので、あらかじめ御了承願います。また、証明書については、建築確認申請に係る計画に対して交付されるものであり、建築計画が変更となる場合は再度交付が必要となりますので、申請においては、他法令等への適合を十分確認して下さい。

※申請手数料：５００円

申請時に現金をご用意の上、お支払いいただきます。なお、宅地課窓口にて現金を取り扱っていないため、お支払いは、第１庁舎１階の千葉銀行窓口（千葉銀行が閉まっている場合は会計課）にてお願いします。

提出部数：２部

※正本（申請書）１部、副本１部

チェック表 □に☒を入れて確認してください。

番号	添付書類及び図面・明示すべき事項
1	☐ 正本（申請書） ※流山市開発行為等規制規則第３０号様式（第１８条関係）
2	※申請者の押印が必要となります。 ☐ 副本 ・申請者は建築確認申請の申請者として下さい。 ・用途、敷地面積は建築確認申請と同一として下さい。
3	☐ 委任状 ※申請者本人以外が申請する場合は添付して下さい。 ※申請者の押印が必要となります。 ・受任者の氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を記入（※窓口に来庁する担当者の氏名、連絡先も必ず明記すること）して下さい。

4	☐ 位置図（ 1 / 2 5 0 0 ）		
5	☐ 公図（写）※転写場所、日付記載 ・ 法務局の公図写を添付して下さい。 ・ 発行後 3 ケ月以内のものの写しを添付して下さい。 ・ 一筆の土地の一部を申請地にする場合は、その境界線を表示して下さい。		
6	☐ 土地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）※写しでも可 ・ 法務局で取得する土地登記簿謄本を添付して下さい。 ・ 発行後 3 ケ月以内のものの写しを添付して下さい。		
7	☐ 土地区画整理事業施行中の区域については、仮換地指定通知書及び使用又は収益を開始する日の日付がわかる書類（写しでも可） ※換地処分がなされた場合においては換地処分通知を添付して下さい。		
8	☐ 敷地求積図 ・ 申請敷地の実測面積の求積図を添付して下さい。 ・ 道路後退がある場合は、後退後の有効面積と後退部分の道路面積がわかる求積も記入して下さい。		
9	☐ 敷地現況図（平面図、断面図※ 2 面以上） ・ 道路幅員、市道番号、建築基準法の扱いを明記して下さい。 ・ 地盤高を表示して下さい。既存建物がある場合は、その用途、規模、構造、築年数、除却の有無等を表示して下さい。 ・ 隣地等に既設ブロックがある場合は表示し、天端を表示して下さい。（構造、段数） 凡例の例 <table><tr><td>天端〇〇.〇〇</td></tr><tr><td>CB3段積み H=〇〇.〇〇</td></tr></table>	天端〇〇.〇〇	CB3段積み H=〇〇.〇〇
天端〇〇.〇〇			
CB3段積み H=〇〇.〇〇			
10	☐ 土地利用計画図（配置図） ・ 道路幅員、市道番号、建築基準法の扱いを明記して下さい。 ・ 建物情報を表示して下さい。（用途・構造・建築面積（建蔽率を含む。）・延べ面積（容積率）・最高高さ、階数） ・ 駐車場の位置を表示して下さい。		

11	□造成計画図（平面図、断面図※2面以上） ・道路幅員、市道番号、建築基準法の扱いを明記して下さい。 ・盛土は薄いピンク、切土は薄い黄色で表示して下さい。 ・計画高は四角で囲み、現況高は赤文字表示等をし、明確に表示して下さい。 ・法処理の部分は法の表示をして下さい。 ・断面図で高さを表示しているところは、平面図に高さ（現況高・計画高）を明記し、高さを読み取れるようにして下さい。 ・断面について、申請区域外－申請区域－申請区域外（市道〇〇－申請区域－隣接地）等により表示し断面が判るように記載して下さい。（事業区域内の駐車場の位置、建物を記載して下さい） ・造成が無い場合は、「造成なし」と記載して下さい。
12	□建物平面図・建物立面図・建物求積図 ・建築確認申請と相違ないものを添付して下さい。 ・建築面積、延床面積の求積図も添付して下さい。 ・増築の場合は、既存建築物の図面が必要です。 ・建物の最高高さを記入して下さい。
13	□現況写真 ・現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付して下さい。
14	□その他（共通） ・区域を赤線で囲んで下さい。（図面4,5,8,9,10,11,13） ・関係図面において凡例を表示して下さい。 切土、盛土、計画高、現況高、計画高ライン、現況高ライン 各種構造物等 ・関係図面において2項道路の場合、道路中心線・道路後退線・後退幅員を表示して下さい。 ・その他必要と思われる資料の提出を求めることがあります。

主な申請例：都市計画法第29条第1項に規定する許可を受ける必要がないもの

主な該当項目	主な添付書類・図面
<市街化区域>	
規制規模（300㎡）以上であるが、開発行為に該当しないもの	（１）～（１４）
<市街化調整区域>	
旧住宅地造成事業に関する法律の認可を受けた区域内での新築、増築、改築（区画形質の変更を伴わないもの）	（１）～（１４）